

## 第 12 回農業委員会議事録

日 時 平成 28 年 12 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室

出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・山本洋子  
・前平正美・坂元芳郎・中村道也・吉川正克  
・谷上政広・押田明・日高憲治  
事務局 ・阪元

議 題 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 51 号 農用地利用集積計画承認の件（利用権設定）

その他

事務局	ただ今から、第 12 回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を前平委員と坂元委員へお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人） ○○○○</p> <p>（譲受人） □□□□</p> <p>（申請地） 綾町大字南俣字二反野 畑 8,527 m<sup>2</sup></p> <p>（申請理由） 規模拡大</p> <p>（対 価） △△万円</p> <p>のちの第 5 条議案番号 2 番の申請なのですが、譲受人が同じく□□□□、譲渡人が同じく○○○○、場所が二反野 6 筆で計 26,612 m<sup>2</sup>。申請理由が農業施設用地ということで、対価 3000 万円です。</p> <p>□□□□という会社は、住所が高鍋町なのですが、元々は鹿児島市内の□□□□の傘下にある会社でして、主に食肉加工事業食肉卸業、乳用牛肥育事業農業の事業を行う目的で平成 25 年 3 月に設立をしております。</p> <p>高鍋町を基点に展開しております。</p> <p>まず、3 条は○○○○の土地を売買と言うことになっていまして、施設の方は平成 2 年ぐらいに 3 条で○○○○が農地を取得しているのですが、それ以降転用をしていなかったようで、違反転用のような形で牛舎が建っている状況です。</p> <p>今回売買に伴いまして、3 条申請と 5 条申請で上がってきたという経緯があります。</p> <p>徳 弘 場所は、A さんの家の前にあります。</p> <p>□□□□と言うのは、鹿児島にありまして、宮崎で言うみやちくのような感じで国富の肥育農家の方も中央農協を通して出しているようです。</p> <p>ただ、□□□□と言うところがどういう牛の買い方をしたりとかは</p>

	<p>全然見えてこない。</p> <p>高鍋町にあるのですが、元々Bが使っていた牛舎に入った。規模拡大であるということは聞いていますが、地区の方にも相談もなく話もまだきておりません。</p> <p>どういう防疫体制を持っているのか、どういった会社なのか分からないままではいけない。</p> <p>地元の公民館長さんとも話をしたところ、入れていいのか、会社等をもっと調べて欲しいと要望がありました。</p> <p>畜産課の佐藤課長に聞きますと、中央農協も間に入っているし、けして何かするような会社ではないでしょうと言うことでした。</p> <p>地区も私も会社の概要が分かるまでは、継続願えないかと思っています。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p>
日 高	<p>中身が見えてこないなので、継続して中身が見えたときに再度検討をするしかない。</p> <p>鹿児島ということですが、出荷とかはどうなるのか？</p> <p>宮崎で出すのか、いろいろ問題点があると思う。</p> <p>えさ等は農協通してしていただかないと。</p>
徳 弘	<p>元牛を宮崎で買うのかとか、鹿児島の牛を持ってきて、綾の名前が欲しいだけではないかとか、いろいろ疑問点があります。</p>
谷 上	<p>綾では、地区の方に同意を求めるとかしているのか？</p>
徳 弘	<p>□□□□からは何の説明もありません。</p>
谷 上	<p>計画概要とかは？</p>
事務局	<p>今から建てたりするには、当然有りますけど既存の施設を利用するのはいいと思います。</p>
谷 上	<p>申請してないのでしょうか？</p>
事務局	<p>無断転用の追認で既存の施設を利用してやるという事です。</p>

谷 上	何を養うかもわからない。
徳 弘	食肉全般ですからね。
中 村	<p>前回売買しているが単価は？  そのあたりを調べて現状とどう違うかなどした方がいい。  許可なしでしているわけですから。将来どうするのか？  最終的には、地元の同意ですね。</p>
事務局	建物土地含めて△△△万円です。
中 村	それは安いですね。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。  3条申請と5条申請の2番について保留することに賛成の委員の挙  手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で保留することに決定いたします。</p> <p>議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件を  議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番  (譲受人) ○○○○  (譲渡人) □□□□  (申請地) 綾町大字入野字前原 畑 674 m<sup>2</sup>  (申請理由) 一般住宅用地  (対 価) △△万円</p>
日 高	これは、畑になっているのですか？
事務局	元々田んぼなんですけど、登記簿謄本を見ると年月日不詳で地目が畑になっています。

会 長	普通の住宅なら 500 m <sup>2</sup> 以下ですが、形はどんなですか？
事務局	形はいびつな形で三角でして致し方ないかなと思っています。 隣接地に少し段があります。
日 高	〇〇〇〇さんは何をしている人ですか？
事務局	臨時の職員です。独身ですね。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。  では、次の案件の説明をお願いします。
事務局	議案第 51 号 農用地利用集積計画承認の件 (利用権設定関係) を議題とします。  1 番 (譲受人) 〇〇〇〇 (譲渡人) □□□□ (申請地) 綾町大字南俣字沖代 田 1,455 m <sup>2</sup> (申請理由) 新規 (賃借料) 13 千円 (期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31  公社を通して最終的には A さんに貸付をする予定です。  2 番 (譲受人) 〇〇〇〇 (譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字南俣字四枝 田 3,062 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 新規  
(賃借料) 10 a 当たり 13 千円  
(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

3 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字南俣字水窪 田 674 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 新規  
(対価) 10 a 当たり 1 万 500 円  
(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

4 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字南俣字柳田 田 2,925 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 新規  
(対価) 13 a 当たり 11 千円  
(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

5 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字南俣字柳田 田 146 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 新規  
(対価) 10 a 当たり 13 千円  
(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

この 10 筆を B さんが借ります。

6 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字南俣字中坪 田 2,956 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり 13 千円

(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

この土地をCさんが借ります。

7 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字南俣字下中堂 田 992 m<sup>2</sup>

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり 20 千円

(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

8 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字南俣字赤松 畑 2,118 m<sup>2</sup>

(対価) 10 a 当たり 10 千円

(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

9 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字南俣字下中堂 田 2,795 m<sup>2</sup>

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり 13 千円

(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

10 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字南俣字窪原 畑 457 m<sup>2</sup>

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり 12 千円

(期間) H29. 2. 1~H39. 1. 31

11 番

	<p>(譲受人) ○○○○  (譲渡人) □□□□  (申請地) 綾町大字南俣字草萩 畑 1,105 m<sup>2</sup>  (申請理由) 新規  (対価) 10 a 当たり 10 千円  (期間) H29.2.1~H39.1.31  この土地をDさんが借ります。</p> <p>12 番  (譲受人) ○○○○  (譲渡人) □□□□  (申請地) 綾町大字南俣字柳田 田 1,619 m<sup>2</sup>  (申請理由) 新規  (対価) 10 a 当たり 13 千円  (期間) H29.2.1~H39.1.31  ここまでが、公社です。</p> <p>会 長 以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の案件の説明をお願いします。</p> <p>事務局 13 番  (譲受人) ○○○○  (譲渡人) □□□□  (申請地) 綾町大字北俣字久木ノ丸 田 722 m<sup>2</sup>  (申請理由) 再設定  (対価) 10 a 当たり 9,500 円  (期間) H29.1.1~H34.12.31  この土地を議案番号 14 番の E さんが借り受けます。</p>
--	--



14 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字北俣字久木ノ丸 988-1 田 722 m<sup>2</sup>

(申請理由) 再設定

(対価) 10 a 当たり 9,500 円

(期間) H29. 1. 1~H34. 12. 31

15 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字入野字中水流 田 2,201 m<sup>2</sup>

(申請理由) 再設定

(対価) 10 a 当たり 13,000 円

(期間) H29. 1. 1~H34. 12. 31

この土地を 16 番の F さんが借り受けます。

16 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字入野字中水流 田 2,201 m<sup>2</sup>

(申請理由) 再設定

(対価) 10 a 当たり 13,000 円

(期間) H29. 1. 1~H34. 12. 31

17 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字北俣字窪上 畑 1,429 m<sup>2</sup>

(申請理由) 再設定

(対価) 10 a 当たり 10,000 円

(期間) H29. 1. 1~H34. 12. 31

G さんが借り受けます。

18 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字北俣字窪上 畑 1,429 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 新規  
(対価) 10 a 当たり 10,000 円  
(期間) H29. 1. 1～H34. 12. 31

19 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字北俣字牧原 田 765 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 再設定  
(対価) 10 a 当たり 13,000 円  
(期間) H29. 1. 1～H34. 12. 31

これをHさんが借り受けます。

20 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字北俣字牧原 田 765 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 再設定  
(対価) 10 a 当たり 13,000 円  
(期間) H29. 1. 1～H34. 12. 31

21 番

(譲受人) ○○○○  
(譲渡人) □□□□  
(申請地) 綾町大字南俣字森元 田 2,977 m<sup>2</sup>  
(申請理由) 再設定  
(対価) 10 a 当たり 52,000 円  
(期間) H29. 1. 1～H31. 4. 30

この土地を議案番号 22 番 I さんが借り受けます。

22 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字南俣字森元 田 2,977 m<sup>2</sup>

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり 52,000 円

(期間) H29. 1. 1～H31. 4. 30

23 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字北俣字中島 田 960 m<sup>2</sup>

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり 13,000 円

(期間) H29. 1. 1～H30. 5. 31

この土地を議案番号 24 番 J さんが借り受けます。

24 番

(譲受人) ○○○○

(譲渡人) □□□□

(申請地) 綾町大字北俣字中島 田 960 m<sup>2</sup>

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり 13,000 円

(期間) H29. 1. 1～H30. 5. 31

会 長

以上のようなのですが、何か意見はありますか。

無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成で許可することに決定いたします。

では、次の案件の説明をお願いします。

事務局

25 番

<p>会長</p>	<p>(譲受人) ○○○○  (譲渡人) □□□□  (申請地) 綾町大字南俣字永田 田 625 m<sup>2</sup>  (申請理由) 規模拡大  (対価) △△△万円</p> <p>場所が■■■建材の前になるのですがハウスを建設するという事で取り掛かっています。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>
-----------	--

この議事録は、平成 28 年 12 月 26 日開催の第 12 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 前平 正美

議事録署名委員 坂元 芳郎